

「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（改正素案）」について、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき区民の皆さまのご意見をお聴きします。

◆ 目的

「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を平成 30 年に制定してから約 7 年経過しました。現在、届出住宅数は 1,700 件を超え、増加の一途を辿っています。周辺の住民からは、騒音、ゴミのポイ捨て、住宅前での喫煙、児童等への写真撮影や不用意な声掛けなどの多数の苦情が寄せられています。

区としては、このような生活環境の悪化が見受けられる状況を改善するため、条例改正による住宅宿泊事業の実施の区域や期間の制限を設ける必要があると考えています。

つきましては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（改正素案）」についてご意見をうかがいます。

◆ コピー

- ・ 行政情報コーナーでは有料コピーが可能です。
- ・ 豊島区ホームページからもダウンロードできます。

◆ ご意見お寄せ下さい

便せんなどに、

①条例（案）名・ご意見（理由を付して）

②郵便番号・住所

③氏名または団体名（代表者名・担当者名）

を記入し、令和 7 年 10 月 17 日（金曜日）（必着）までにお寄せ下さい。

《宛て先》

○郵送・持参 〒170-0013 豊島区東池袋4-42-16 2階 4番窓口

○FAX 03-3981-5452

○Eメール A0017000@city.toshima.lg.jp

◆ 提出したご意見の取り扱い

- ・ 提出いただいたご意見は、条例（案）の参考とさせていただきます。
- ・ 提出いただいたご意見の概要およびそれに対する区の考え方について、ホームページ等により公表いたします。

※提出いただいた書類等は返却いたしません。

◆ お問い合わせ

豊島区健康部生活衛生課環境衛生グループ

電話03-3987-4176

※お電話でのご意見の受付はできませんのでご了承ください。